

保育所名	おぶね保育園			施設長名	有野俊文	
所在地	〒803-0264 北九州市小倉南区大字山本中代346-3					
電話番号	093-451-4581	FAX番号	093-451-4582	認可年月	昭和50年4月	
設置主体	社会福祉法人 小舟会			運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根造(一部二階建)			鉄骨造・木造・その他()	階建()	階部分()
建物延床面積	386 m ²			屋外遊戯場面積(総合遊具・鉄棒・砂場・滑り台・プール他)		670.92 m ²

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
2号定員	/			11	11	11	33	
3号定員				5	11	11	/	
開所時間	7:00	～		18:00	保育短時間の 受入時間帯	9:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29～1月3日)							

職員数	18人	内訳：施設長(1人) 保育士(13人) 調理員(2人) その他(2人)
-----	-----	-------------------------------------

施設の目的
運営の方針
保育の方針

○保育理念
 一人ひとりの子どもを大切に、保護者から信頼され、地域に愛される保育園を目指す。

○保育目標
 ①友達と力を合わせ、意欲的に遊び活動できる子ども。
 ②物事を自分で考え、表現できる子ども。
 ③自分を大切に、他人を大切にする子ども。
 ④お散歩、戸外遊びを通して、基礎的な運動能力がそなわった子ども。

○保育方針
 恵まれた豊かな自然環境を生かし、宗教的雰囲気の中で一人々の個性を大切にしながら、心身の健全な発達を促す。

1日の 過ごし方	時間	0歳児		1・2歳児	3・4・5歳児
		1歳未満	1歳以上		
	7:00	閉園	閉園	閉園	閉園
	7:30	登園	登園	登園	登園
		自由あそび	自由あそび	自由あそび	
	9:30	おやつ			自由あそび
	9:45		おやつ	おやつ	
	10:00	あそび			
	10:10		あそび	あそび	おやつ
	10:50	食事 (離乳食)			
	11:00				
	11:15				
	11:30		食事	食事	食事
	12:20	調乳			
	12:30	午睡	午睡	午睡	午睡
	14:45	起床	起床	起床	起床
15:00	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	
15:30	自由あそび	自由あそび	自由あそび	自由あそび	
	降園	降園	降園	降園	
17:50	普通保育終	普通保育終	普通保育終	普通保育終	
18:00	延長保育	延長保育	延長保育	延長保育	
19:00	閉園	閉園	閉園	閉園	

年間行事予定	4月 入園・進級式 保護者説明会 花まつり 親子遠足・お泊り保育	10月 芋ほり・園外保育・誕生会・避難訓練
	5月 内科検診	11月 生活発表会・内科検診・誕生会・避難訓練
	6月 前期保育参観・歯科検診・蛭虫検査	12月 もちつき・北幼音研発表会
	7月 プール開き・夕涼み会・人形劇鑑賞	1月 マラソン大会・誕生会・避難訓練 G・B保育参観(祖父・祖母)
	8月 アドベンチャープール	2月 後期保育参観・お店屋さんごっこ 卒園進級写真撮影
	9月 運動会	3月 ひな祭り・卒園遠足・お別れ食事会・卒園式

各種保育事業の実施状況	<p>○延長保育事業 延長保育を実施しています。月極にてお受けしています。</p> <p>○地域活動事業 地域における異年齢交流会・小学生、学童、卒園児との交流・地域住民との交流会</p> <p>○障害児保育事業 随時受け入れます。</p>
-------------	--

利用の開始及び終了に関する事項	<p>●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。</p> <p>●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。</p>
-----------------	---

実費に係る利用者負担金	<p>● 日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) 要保護世帯不要。 → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。</p> <p>● 遠足代 バス代・入園料実費</p> <p>● 遊び着・帽子・体操服代金実費 → 児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。</p>
-------------	--

その他特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <p>● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。</p> <p>● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。</p> <p>【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
---------	--